

令和 6 年 11 月 22 日

報道関係 各位

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病院管理部
部長 和久井 等
管理課長 岡崎 俊
電話 : 052-991-8121

医薬用外劇物（ホルマリン液）の紛失について

名古屋市立大学医学部附属西部医療センターにおいて、下記の通り、医薬用外劇物（ホルマリン液）が紛失した事案が発生しましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

- ・確認日時 11月19日（火）午後6時ごろ
- ・場所 内視鏡室
- ・紛失物 10%中性緩衝ホルマリン液 8ml 2本

2 経過

- ・11月19日（火）午前9時
看護師Aがホルマリン保管庫内に保管している数について、前日業務終了時に確認し管理台帳に記載した数と一致していることを確認した。
- ・同日 午前9時～午後4時30分
複数の看護師により検査の都度必要な数を保管庫から持ち出すとともに、検査終了後使用しなかった数を保管庫に戻している。
- ・同日 午後4時30分
看護師Aにより当日実施された検査全部の使用容器数を確認し、計算上の残数と実際の残数が一致していることを確認した。
- ・同日 午後5時ごろ
同日最後の検査に用いるため、看護師Bが保管庫よりホルマリン容器を10個持ち出す。
- ・同日 午後6時～午後7時ごろ
最後の検査終了後、使用した容器3個を検査室へ提出。看護師Aが残りの7個を保

管庫へ戻し、残数を確認したところ2個不足していることが発覚した。
すぐに内視鏡室内を探索したが発見できなかった。

- ・11月20日（水） 午前8時45分～午後5時
19日の検査に関わった医師、看護師に対して不明となっているホルマリン容器の所在について確認したが、所在は判明しなかった。

前日に現場から排出した廃棄物内に誤ってホルマリン容器が混入していないか調査したが、発見することができなかった。

- ・11月21日（木） 午前8時45分～午後5時
北警察署及び健康福祉局生活衛生部環境薬務課へ通報。
北警察署及び健康福祉局生活衛生部環境薬務課による現場検証が行われた。

- ・11月22日（金） 午前10時20分
北警察署へ被害届を提出。

3 保管・管理方法

容器数の確認は、始業時、昼頃、午後4時～5時頃、終業時のそれぞれの時点で残数の確認を行い、記録・サインを行うこととしている。始業時には前日終業時の数と一致しているか確認している。

4 原因

鍵付き保管庫で保管していたが、業務時間内においては施錠されておらず、誰でも開くことが可能な状態であった。

5 再発防止策

常時施錠することとし、毒物劇物の保管管理方法について早急に再検証の上、再発防止に努める。

以上

（参考）

「10%中性緩衝ホルマリン液」

ホルマリン原液（pH3.1前後）をリン酸緩衝液で希釈することでpH7.4前後に調節（中性化）したもので、病理診断の際、病理組織を固定し標本を作成するために用いられる。